

「教育実習指定校制度」実施要項

平成28年5月改正

山口県教育委員会

1 趣旨

山口県公立学校の教員を志望する学生が、教育実習において多様な経験を積むことにより、教員に求められる実践的な指導力を培うことができるようにするため、山口県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が指定する教育実習指定校（以下「指定校」という。）において、県教育委員会と連携して効果的な教育実習を実施する。

2 対象者

山口県公立学校の教員を志望して教育実習を行う者、かつ、在籍する大学等からの承認を得られる者。

3 実施時期

本制度による教育実習の実施時期は、5月又は6月を原則とする。

4 指定校の指定

県教育委員会は、学校の特色や学校規模、地域のバランス等を踏まえて、毎年度、翌年度実施する教育実習に係る指定校を指定する。

5 指定校が実施する実習内容等

（1）実習内容

指定校は、特色を生かした効果的な教育実習を実施する。

（2）県教育委員会の支援

県教育委員会は、指定校の教育実習の充実に向けた支援を行う。

6 指定校での受入人数

県教育委員会が指定校と調整して定める。

7 申込手続

（1）申込先及び申込方法

指定校において教育実習を希望する者（以下「実習希望者」という。）は、申込書（別記様式）を県教育委員会に提出する。

（2）申込期間

教育実習を実施する前年の6月から9月までの別に定める期間とする。ただし、あらかじめ定める受入人数を超えた場合は、締め切ることがある。

8 受入れの決定等

（1）受入れの決定及び連絡

県教育委員会は、指定校と調整の上、教育実習の受入れの可否を決定し、実習希望者に連絡する。

（2）教育実習の手続

連絡を受けた実習希望者は、在籍する大学等を通じて当該指定校で教育実習を行うための手続を行う。

9 その他

この要項に定めるもののほか、教育実習指定校制度の実施について必要な事項は、別に定める。